

## 令和4年度大江町収入保険加入緊急奨励事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 町長は、近年頻発・激甚化する自然災害や、新型コロナウイルスの影響による農産物の価格低下など、農業経営における様々なリスクが増大する中、全ての農作物を対象に、収入減を幅広く補償する農業経営収入保険（以下、「収入保険」という）への加入を促進し、足腰の強い農業経営の実現を後押しするため、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業法人 農事組合法人、株式会社又は持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社という。）であって、農業を営むものをいう。
- (2) 保険料 全国農業共済組合連合会が発行する「農業経営収入保険加入承諾書（兼）保険料および積立金通知書」（以下「通知書」という。）に記載された保険料（付加保険料を除く。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、年度内に保険期間が開始する、大江町に住所を有する農業者又は農業法人であって、令和4年12月31日までに収入保険への加入申込を行った者とする。

### (補助金の額)

第4条 補助対象者に対する補助率および補助金の額は、別表に定めるとおりとする。なお、補助金額の算定は、通知書に記載された令和5年の保険料により計算し、算出された金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げるものとする。

### (交付申請及び実績報告)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年度大江町収入保険加入緊急奨励事業費補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 令和5年の保険料が記載された通知書の写し
- (2) 振込先通帳等の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

### (交付決定及び額の確定通知)

第6条 町長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、当該交付対象者に令和4年度大江町収入保険加入緊急奨励事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）を補助対象者へ通知するものとする。

(帳簿の備付け)

第7条 補助対象者は補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を、補助事業の実施年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

2 前項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録により整備及び保管することができる。

付 則

この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

別 表

保険料	補助率	補助金額
60,000 円以下	定額	掛捨て保険料実費相当額又は3万円のいずれか低い額
60,000 円超	1/2	掛捨て保険料の1/2 (上限 50,000 円)